



「子育て支援事業」のご案内

福岡市社会福祉協議会では、「歳末たすけあい運動募金」配分事業の一つとして、「子育て支援事業」を実施します。

この事業は、市内の子育てグループや子育て支援ボランティア等が年末年始に実施する活動の経費の一部を助成するものです。

助成事業の内容、申請方法等は下記のとおりです。



(1) 助成対象団体（ア～ウいずれにもあてはまる団体）

ア. 市内で就学前の乳幼児とその親を対象として、育児交流や子育ての悩みの解消を目的に、自主的に活動している。

イ. 地域に根ざした活動をしている。

（居住している地域を拠点とし、子育て中の親が中心となって運営している育児サークルや、地域の子育てボランティアの見守りのもと親子が集う子育てサロン等）

ウ. 継続的な活動実績がある。

平成29年12月1日現在、発足後1年以上を経過し、月1回以上の活動実績のある団体。

※対象とならない団体

- ・子どもを対象としたカルチャースクール（例：子どものダンス教室など）
- ・会員が不特定多数の団体

(2) 助成事業

ア. 乳幼児を持つ子育て家庭同士の連携を促進し、保護者の孤独感等の解消を図ることを目的とした交流事業。

イ. 子育て家庭の育児に対する悩みや不安の解消を図ることを目的とした学習・相談事業。（育児に関する学習会や相談会等）

(3) 助成要件

(2) に該当する事業で、以下の要件を満たすもの。

ア. 平成29年12月1日から平成30年1月31日までに実施されること。

イ. 乳幼児とその親等が 10組以上 参加すること。

(4) 助成上限額 15,000円

(5) 『飲食費』及び『プレゼント経費』の取り扱いについて

平成24年度まで、昼食代、ケーキ代、ジュース代などの『飲食費』、及び参加者に渡すために既製のプレゼントを購入するなどの『プレゼント経費』には、助成額の30%までという上限がありましたが、平成25年度から上限は設けておりません。

なお、交流を目的として参加者で食事を作る事業（ケーキ作り、もちつき）や、小物を作る事業（クリスマス会で参加者がリースを作って持ち帰る）などにおいて必要な材料についての経費は、『飲食費』『プレゼント経費』ではなく、「材料費」「消耗品費」として取り扱っていただきますようお願いいたします。

(6) 申込締切日

平成29年10月2日(月)※必着

※助成の可否は、11月下旬に市社会福祉協議会よりお知らせします。

(7) 校区社会福祉協議会への情報提供について

地域福祉活動を推進している各校区社会福祉協議会に対し、当該校区の申請団体の活動状況等（個人情報を除く）について情報を提供することがあります。

(8) 提出先・問合せ先

福岡市社会福祉協議会 地域福祉課

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39

福岡市市民福祉プラザ3F

Tel : 720-5356 Fax : 751-1524

メールアドレス : chiiki@fukuoka-shakyo.or.jp